

# 三重県CALS電子納品運用マニュアルの改訂について

## 1 改訂理由

三重県CALS電子納品運用マニュアル(以下、「マニュアル」という。)においては準拠する要領・基準を定めていますが、現在準拠している国土交通省の要領・基準等が経年により改訂されていることに伴い、マニュアルの内容を改訂します。

## 2 適用年月日

令和3年7月1日以降の起案にかかるものから適用します。

## 3 主な改訂内容

1) 準拠する要領・基準等の対象年版の変更 マニュアルP1 1. 3)準拠する基準等 表2  
【国土交通省(一般土木、機械、港湾局)】

現在準拠している要領・基準等については経年により、改定されていることから、準拠すべき要領・基準等の年版を適切なものに変更します。

2) 電子媒体等納品書の押印廃止 マニュアルP6 1. 4) 電子媒体等の原本性の証明  
【共通】

三重県公共工事共通仕様書、三重県業務委託共通仕様書の改定に伴い、電子媒体等納品書の押印を廃止します。

3) 電子納品対象の追加 マニュアルP8 1. 1)公共工事の電子納品, 1. 2)業務委託の電子納品  
【共通】

国土交通省の電子納品要領R2年3月版において、台帳に関する納品物が追加されており、今後の維持管理業務に活用できることから、三重県も追加することとします。

< 公共工事 > REGISTER(台帳)フォルダの追加 < 業務委託 > 追加項目は公共工事と共通。

4) 対象年版変更に伴うDTDバージョンの変更 マニュアルP9 1.3)電子納品の構成  
【国土交通省(一般土木)】

国土交通省の電子納品要領R2年3月版において、DTDバージョン(管理項目を定義したもの)が引き上げられ、台帳情報に関する入力項目が追加されており、維持管理に必要な情報であるため、三重県も追加することとします。

< 公共工事 > 06 07 < 業務委託 > 05 06 追加項目は共通。